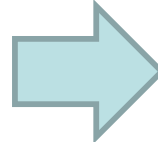


- 医療法において、医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないと規定されている等、医療機関の施設は自己所有であることが望ましいとされている。
必要とする土地、建物等を他の第三者から借りる場合においては、賃貸契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容が適正であること等が求められ、病院運営については、医療法遵守のもと病院関係者が行う。
- 病院不動産を対象とするリートを活用する場合、賃貸借契約に基づき、リートが所有する病院不動産を賃借して、病院関係者が病院運営を行うことになる。

① 病院不動産の所有者と病院関係者が同じ



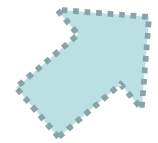
病院不動産
の譲渡



③ 病院不動産をリートが取得・保有し、病院関係者に賃貸



病院不動産
の譲渡



② 病院不動産の所有者と病院関係者が異なる例

